

## 宿泊サービスの指針等についての主な改正点

項目	旧	新
定義	<p>指針 第1の 2(1)</p> <p>この指針において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護，第8条第17項に規定する地域密着型通所介護，第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護，第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされた介護予防通所介護（当該事業者が、所在地の市町の地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、当該市町に宿泊サービスの届出を行う場合を除く。）のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、次の場合において、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し、排せつ，食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供することをいう。</p>	<p>この指針において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護，第8条第17項に規定する地域密着型通所介護，第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護，第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、次の場合において，当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し，排せつ，食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供することをいう。</p>
宿泊サービスを提供する上での原則	<p>指針 第1の 4(3)</p> <p>宿泊サービス事業者は，指定通所介護，指定地域密着型通所介護，指定認知症対応型通所介護，指定介護予防認知症対応型通所介護又は老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされた介護予防通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の適切な運営，サービス提供に支障を来たさないようにすること。</p>	<p>宿泊サービス事業者は，指定通所介護，指定地域密着型通所介護，指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の適切な運営，サービス提供に支障を来たさないようにすること。</p>
用語の定義	<p>要綱 第2の 1</p> <p>この要綱において、「宿泊サービス」とは，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護，第8条第17項に規定する地域密着型通所介護，第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護，第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされた介護予防通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が，次の場合において，当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し，排せつ，食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供することをいう。</p>	<p>この要綱において、「宿泊サービス」とは，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護，第8条第17項に規定する地域密着型通所介護，第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護，第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が，次の場合において，当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し，排せつ，食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供することをいう。</p>

**指針**

「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員，設備及び運営に関する指針」

**要綱**

「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要綱」

**要領**

「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要領」（※今回要領の変更はなし）